

# 令和3年度屋外広告物講習会 を開催します

屋外広告業を営もうとする方は、都道府県知事の登録を受けなければなりません（屋外広告物法第9条）。登録にあたっては、業務主任者を置くことが義務付けられています（屋外広告物法第10条第2項第3項）。

このたび、業務主任者の資格を得るための講習会を開催することとしましたので、業務に必要な方はこの講習会を修了してください。なお、この講習会は、神奈川県内の方に限らず、どなたでも受講することができます。

横浜市では、令和3年度中に屋外広告物条例の改正を予定しています。この改正によって、屋上看板やアーチ看板、設置高さが4mを超える袖看板・広告塔などについて、有資格者※による管理を義務付ける予定です。現在広告物等の管理を行っていて、資格を有していない場合は、この機会に受講していただきますよう、お願いします。

※屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、広告美術科の職業訓練修了者等

## 講習会の開催

関内新井ホール  
(横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビル11F)  
に変更します。

### 1 開催日及び開催会場

開催日	令和3年11月2日(火)
開催会場	横浜市技能文化会館2階 多目的ホール(横浜市中区万代町2丁目4番地の7)
備考	会場の駐車場は台数に限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

### 2 講習の主な内容及び講習時間

講習事項	講義の内容	講習時間
屋外広告物の施工	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理	2時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法及び横浜市屋外広告物条例を中心とした屋外広告物に関する法令	2時間
屋外広告物の表示の方法	都市の良好な景観と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方	2時間

## 受講申込みの受付

### 1 申込み先、受付期間等

申込み先	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課 〒231-0005 横浜市中区港町6丁目50番地の10 市庁舎29階 電話 045-671-2648 (直通)
受付期間	令和3年8月16日(月)から9月3日(金)まで ・郵送の場合は、当日消印有効 ・持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前8時45分から午後5時15分までに御来庁ください。 <u>※受付期間以外(受付開始前も含む)の受講申込みは無効となりますので御注意ください。</u>
定員	126人 ※応募者多数の場合は抽選となります。

※新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら開催しますが、受講者の方におかれましても、マスクの着用や手洗い等の対策をお願いします。

### 2 申込み方法

受講申込書に必要事項を記入し、写真※を貼付の上、郵送又は持参でお申込みください。(受講申込書は、横浜市ホームページからダウンロードしてお使いください。)

なお、受付開始前に郵送で届いた受講申込書は無効とし返送いたします。

※写真は、申込日前3か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦4.5cm、横3.5cmのものとしします。

### 3 受講料

3,000円 (講習科目の一部を免除される場合でも受講料は同額です。)

申込後に、市から納入通知書をお送りしますので、納付期限までにお近くの金融機関で納付してください。

なお、納付期限は厳守とし、期限までに納付されなかった方には、受講証をお送りしません。期限後に納付された場合は返金いたします。また、納付された受講料は、講習会を受講されなかった場合でも、返金いたしません。

詳細は受講案内を御覧ください。また、横浜市ホームページにも掲載しています。

#### ●屋外広告物講習会について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokuubutsu/okugai-kousyuukai.html>

#### 【お問合せ先】

横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課屋外広告物担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (横浜市役所29階)

メール: [tb-okugai@city.yokohama.jp](mailto:tb-okugai@city.yokohama.jp)

電話: 045-671-2648 ※月から金(祝休日を除く) 8:45~17:15

#### お問合せ先

都市整備局景観調整課長

吉田 和重 Tel 045-671-2006

# 令和3年度 屋外広告物講習会の受講案内

屋外広告業を営もうとする方は、都道府県知事の登録を受けなければなりません（屋外広告物法第9条）。登録にあたっては、業務主任者を置くことが義務付けられています（屋外広告物法第10条第2項第3項）。

このたび、業務主任者の資格を得るための講習会を開催することとしましたので、業務に必要な方はこの講習会を修了してください。なお、この講習会は、神奈川県内の方に限らず、どなたでも受講することができます。

横浜市では、令和3年度中に屋外広告物条例の改正を予定しています。この改正によって、屋上看板やアーチ看板、設置高さが4mを超える袖看板・広告塔などについて、有資格者\*による管理を義務付ける予定です。現在広告物等の管理を行っていて、資格を有していない場合は、この機会に受講していただきますよう、お願いします。

※屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、広告美術科の職業訓練修了者等

## ■ 講習会の開催

### 1 開催日及び開催会場

開 催 日	令和3年11月2日（火）
開 催 会 場	関内新井ホール（横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビル11F）
備 考	公共交通機関を御利用ください。

### 2 講習の主な内容及び講習時間

講 習 事 項	講 義 の 内 容	講 習 時 間
屋外広告物の施工	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理	2時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法及び横浜市屋外広告物条例を中心とした屋外広告物に関する法令	2時間
屋外広告物の表示の方法	都市の良好な景観と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方	2時間

### 3 時間割

9:00		9:30	9:40	11:40		12:40	14:40		14:50	16:50		17:00	17:15	17:30
受	開	<b>【講習】 屋外広告物の 施工</b>	昼	<b>【講習】 屋外広告物に 関する法令</b>	休	<b>【講習】 屋外広告物の 表示の方法</b>	休	効	果	測	定	修	了	証
付	会		休		憩		憩							
	・													
	挨拶													

（※1）受付は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

（※2）「屋外広告物の施工」の受講が免除される方の受付時間は、12時15分から40分までとなります。

## 4 使用するテキスト

- (1) 株式会社ぎょうせい刊「屋外広告の知識（第5次改定版）法令編」「屋外広告の知識（第4次改定版）設計・施工編」「屋外広告の知識（第4次改定版）デザイン編」を使用しますので、御用意のうえ御持参願います。
- (2) その他屋外広告物関係法令テキスト等は、当日会場でお配りいたします。

## ■ 受講申込みの受付

### 1 申込み先、受付期間等

申込み先	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課 〒231-0005 横浜市中区港町6丁目50番地の10 市庁舎29階 電話 045-671-2648（直通）
受付期間	令和3年8月16日（月）から9月3日（金）まで ・郵送の場合は、当日消印有効 ・持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前8時45分から午後5時15分までに御来庁ください。 ・ <u>受付期間以外（受付開始前も含む）の受講申込みは無効となりますので御注意ください。</u>
定員	126人 ※応募者多数の場合は抽選となります。

※新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら開催しますが、受講者の方におかれましても、マスクの着用や手洗い等の対策をお願いします。

### 2 申込み方法

4ページの受講申込書に必要事項を記入し、写真※を貼付の上、郵送又は持参でお申込みください。（受講申込書は、横浜市ホームページからダウンロードしてお使いください。）

※写真は、申込日前3か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦4.5cm、横3.5cmのものとしします。

※横浜市ホームページ

屋外広告物講習会について

URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugai-kousyuukai.html>



なお、受付開始前に届いた受講申込書は無効とし返送します。

### 3 受講料

3,000円（講習科目の一部を免除される場合でも受講料は同額です。）

申込後に、市から納入通知書をお送りしますので、納付期限までにお近くの金融機関で納付してください。

なお、納付期限は厳守とし、期限までに納付されなかった方には、受講証をお送りしません。期限後に納付された場合は返金いたします。また、納付された受講料は、講習会を受講されなかった場合でも、返金いたしません。

### 4 受講票の送付

受講票は、受講料の納付確認後にお送りいたします。10月22日（金）までに届かない場合は御連絡ください。受講票は講習会当日必ず会場にお持ちください。

## ■ 講習科目の一部免除

次の資格を有する方は、「屋外広告物の施工」に関する受講を免除されます。受講を申込み際、その資格を証する書面の写しを添付してください。また、当日の受付時間は12時15分から40分までとなります。

- (1) 建築士法の建築士の資格を有する方
- (2) 電気工事士法の電気工事士の資格を有する方
- (3) 電気事業法の電気主任技術者免状（第1種・第2種・第3種）の交付を受けた方
- (4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定に合格した方又は職業訓練の修了証書の交付を受けた方

## ■ 講習会修了証の交付

講習科目を全て受講した方には、効果測定終了後に修了証を交付します。しかし、遅刻、早退など、受講が不十分と認められる場合は、修了証を交付することができない場合がありますので、御注意ください。

**主 催：**横浜市      **共 催：**神奈川県 川崎市 相模原市 横須賀市

**問合せ先：**横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2648（直通） FAX 045-550-4935

講習会受講申込書

年 月 日

(申込先)

横浜市 長

住 所 〒

写真(カラー、  
申込前3月以内、  
正面脱帽、上半身  
像)

申請者 ふり 氏 がな 名

電話番号

屋外広告物講習会を受講したいので、横浜市屋外広告物条例施行規則第18条第1項の規定により申込書を提出します。

生年月日		
勤務先	名称	
	所在地	
受講の一部免除の資格の有無		資格名 有 ( )・ 無
備考		

(A4)